

謝金等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会（以下「東京都協会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 東京都協会の役員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる会議)

第3条 謝金の対象となる事業は、理事会及び理事又は事務局長が東京都協会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可したスポーツ教室、大会等に係る事業運営とする。

(謝金)

第4条 第3条に定める事業に参加した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

第5条 謝金の額は、別表－1および別表－2とする。

(旅費および宿泊費の支給)

第5条 旅費及び宿泊費の支給については次の各号とする。

- (1) 交通費については、公共交通機関の実費に準じた額を支給する。
- (2) 宿泊費については、実費に準じた額を支給する。

(特例)

第6条 謝金及び旅費の支給に関して、この基準によることが困難又は適当でないと認められる場合は、理事長が定めることができる。

(雑則)

第7条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附則

この規程は、2014年4月1日から適用する。

謝金等支給規程

別表－1

スポーツ教室、講習会に係る実技指導・助言

支給対象者	単位	基準単価
スポーツ指導者・審判員 ・スポーツトレーナー	日（2時間以上）	10,000円
	時間（上記を上限とする）	5,000円

別表－2

スポーツ教室、大会等に係る事業運営

支給対象者	単位	基準単価
大会役員・スタッフ・審判員 場内放送・公式記録員	日（8時間以上）	10,000円
	時間（上記を上限とする）	1,250円
運営支援スタッフ（補助員）	日（8時間以上）	7,000円
	時間（上記を上限とする）	875円
医師	日（8時間以上）	50,000円
	時間（上記を上限とする）	6,250円
看護師	日（8時間以上）	10,000円
	時間（上記を上限とする）	1,250円

※2014年4月1日から適用